

DISCLOSURE

2023

JA宮崎信連の現況





D I S C L O S U R E 2 0 2 3

CONTENTS

ごあいさつ

経営理念・経営方針	2
リスク管理の状況	3
J Aグループ・J Aバンクシステム	10
事業の概況（令和4年度）	11
地域貢献情報	13
主な事業の内容	19

【単体経営資料】

●決算の状況	26
貸借対照表	26
損益計算書	27
キャッシュ・フロー計算書	28
剰余金処分計算書	29
注記表	30
財務諸表の適正性等にかかる確認	42
会計監査人の監査	42
●損益の状況	43
最近の5事業年度の主要な経営指標	43
利益総括表	43
事業純益	43
資金運用収支の内訳	44
受取・支払利息の増減額	44
●事業の概況	44
貯金に関する指標	44

科目別貯金平均残高	44
定期貯金残高	44
貸出金等に関する指標	45
科目別貸出金平均残高	45
貸出金の金利条件別内訳残高	45
貸出金の担保別内訳残高	45
債務保証の担保別内訳残高	45
貸出金の使途別内訳残高	45
貸出金の業種別残高	46
主要な農業関係の貸出金残高	46
農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	47
元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	48
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	48
貸出金償却の額	48
有価証券に関する指標	49
種類別有価証券平均残高	49
商品有価証券種類別平均残高	49
有価証券残存期間別残高	49
有価証券の時価情報等	50
有価証券の時価情報	50
金銭の信託の時価情報	51
デリバティブ取引等	51
●経営諸指標	51
利益率	51
貯貸率・貯証率	51
●自己資本の充実の状況	52
自己資本の状況	52
信用リスクに関する事項	55
信用リスク削減手法に関する事項	59
派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	60
証券化エクスポージャーに関する事項	61
オペレーショナル・リスクに関する事項	61
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	61
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	62
金利リスクに関する事項	63
【役員等の報酬体系】	
役員・職員等・その他	66
【信連の概要】	
沿革	68
組織	69
特定信用事業代理業者の状況	70
店舗等のご案内	71

【索引】

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

ごあいさつ



経営管理委員会会長
楠田 富雄



代表理事理事長
村角 浩史

皆さまには、日頃より宮崎県信用農業協同組合連合会（愛称：JA宮崎信連）をお引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和23年の設立以来、宮崎県農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域経済・社会の繁栄に役立つ金融機関を目指して、事業を運営してまいりました。

これもひとえに皆さまの温かいご理解とご支援の賜物と深く感謝を申し上げます。

さて、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むなかで景気は緩やかながら持ち直しており、今後も経済活動の正常化が景気回復の支えになると思われますが、原材料価格の高騰や海外経済の減速による影響など先行きが不透明な状況は続いています。

日銀は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する方針であり、緩和的な金融環境が維持される状況となっています。

また、農業を取り巻く環境は、人口減少・高齢化・担い手不足による生産基盤の弱体化に加え、農業生産資材の価格高騰や多発する大規模な自然災害など「食」や「農」を取り巻くリスクが増大しており、国内農業・農村へのさらなる影響が懸念されております。

このような情勢のなかで、全国一体的事業運営と破綻未然防止システムを柱とした「JAバンク基本方針」のもと、当会は農業専門金融機関、地域金融機関としてJA・信連・農林中央金庫一体となった業務機能の発揮と併せ、財務の健全化、リスク管理の強化ならびにJAバンク自己改革の実践に取り組んでいるところであります。

今後も、農業はもとより地域の発展と皆さまのご要望にお応えできるよう、役職員一体となって、なお一層のサービスに心掛けてまいります。

ここに、当会に対するご理解をより深めていただくために、経営方針、最近の業況、現在の業務内容等を中心にとりまとめて「JA宮崎信連の現況2023」を作成いたしました。

ご高覧いただき、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

経営管理委員会会長

楠田 富雄

代表理事理事長

村角 浩史

《経営理念・経営方針》

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では資金を必要とする農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

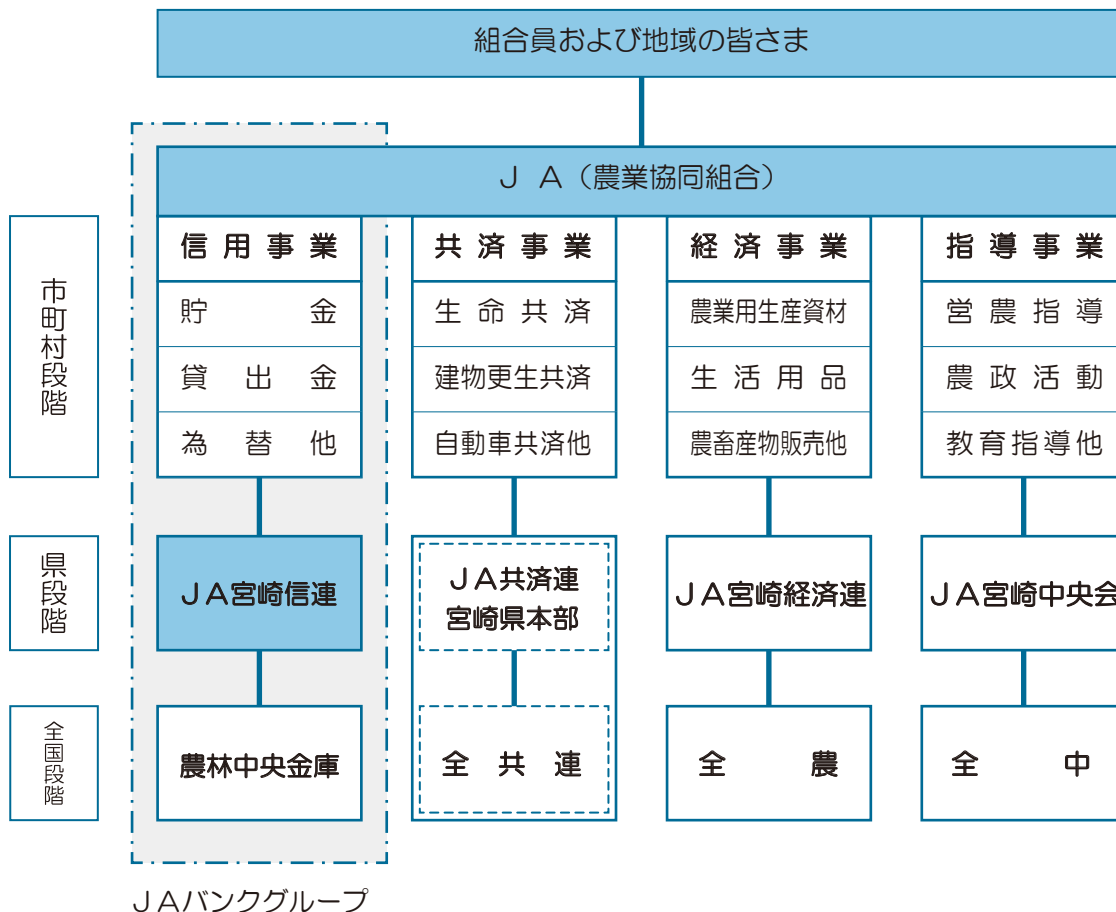
当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

そのなかで当会は、JA組合員等利用者基盤の維持・拡充を図りつつ、JAバンクの一体的な事業運営とJAバンク全体の安全性・効率性の確保に努め、JAバンク自己改革を実践していくため、令和4年度から令和6年度の中期経営計画を策定し、以下の基本方針のもとで、組合員や地域の皆さまに信頼される経営かつ利用者主導のサービス提供を目指した業務運営を行っております。

1. 組合員・利用者・地域になくってはならない存在であり続けるJAバンクの確立
2. 経営体質の強化・安定による収益確保と会員への還元機能発揮

● JAグループ組織図



《リスク管理の状況》

●リスク管理体制

金融・経済のグローバル化やIT技術の進展等により、金融機関が直面するリスクは多様化・複雑化しており、様々なリスクをいかに適切に把握し管理していくかが収益確保の決定的要素となっております。

また、バーゼルⅢの導入等を背景とした自己責任原則に基づく金融機関経営の健全性維持には、リスク管理への取組強化が従来以上に問われており、経営の健全性・安全性を確保するためには、個々のリスクの管理および様々なリスクの統合的管理の充実が重要な課題となっております。

当会では、このような認識のもと、より高度なリスク管理体制を構築することを目的として、「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理の組織体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。また、管理すべきリスクを「収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク・市場リスク・流動性リスク）」とそれ以外の「オペレーショナル・リスク」に分類し、それぞれ管理要領を個別に定めて管理を行うとともに、これらを統合的にマネジメントすることを志向しております。

なお、リスク構造等の実態把握と諸リスクの統合的管理、これらを踏まえた各種リスクにかかる限度額の設定・管理等を実施するとともに、リスク管理の観点から諸情報を分析し、適切な経営の判断に資するため、定期的にリスク管理委員会を開催しております。

・ALM管理体制

資産・負債を総合的に管理し、経済・金融見通しを踏まえた調達・運用構造の現状分析および調達・運用にかかる方針等の協議・検討を行うとともに、中長期的なALMの実践により経営の安定化に資するため、定期的にALM委員会を開催し、財務内容の健全化に努めております。

・貸出審査体制

貸出部門とは独立した2次審査部門を設け、与信審査や信用格付審査を行うなど、厳正な審査に基づいた貸出業務運営に努めております。

・自己査定体制

第2次査定部門において第1次査定結果の正確性の検証を行うなど、資産の厳正な自己査定に努めるとともに、自己査定結果を踏まえた適正な償却・引当処理を行っております。

●統合的なリスク管理について

当会が抱えるリスクには、信用リスク・市場リスク・流動性リスクのように収益を追求するために能動的に取得するリスクと、オペレーショナル・リスクのように受動的に発生するリスクがあり、各リスクの特性に適したリスク管理を行う必要があるとともに、多様な資産を組み合わせてポートフォリオを構築する当会においては、これらの異なるリスクを統合的に管理し、経営体力に見合う範囲のリスクテイクにより適切なマネジメントを行うことが不可欠となっております。

このような状況のもとで、当会にあっては、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、農協法第11条の2で規定されている経営の健全性を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント（規制資本管理）を実施するとともに、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを、一定の前提のもとで計数化して、統合的なリスクの把握と管理を実施しております（経済資本管理）。この統合的なリスク管理は、リスクテイクを自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲で行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことで収益性・効率性の向上を目指すものであり、規制対応を主な目的とする規制資本管理に対して、経営をコントロールする手法として位置付けております。

●法令等遵守体制

役職員の行動規範としてコンプライアンス・マニュアル（基本方針等）を制定し、役職員一人一人が、その趣旨を踏まえて業務運営に取り組んでいるところでありますが、今後もその定着化に努め具体的に業務運営にも反映されるよう意識の強化や体制整備を図り、常に信頼される金融機関であり続けることを目指しております。

コンプライアンスにかかる基本方針6項目は以下のとおりです。

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

●金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。

4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。

5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

●個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の窓口に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。



6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しにくい特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒 880-8686 宮崎県宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1
宮崎県信用農業協同組合連合会 リスク管理部 リスク管理課
TEL 0985-31-2068

●情報セキュリティポリシー

当会は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、本ポリシーに基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当会の担当部署へお申し出ください。

業務部 : 0985-31-2079

融資部 : 0985-31-2087

資金証券部 : 0985-31-2074

上記部署のほか下記の部署でも受け付けます。

リスク管理部 : 0985-31-2068

受付時間 : 午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でうかがいます。

JAバンク相談所

(一般社団法人 JAバンク・JFマリンバンク相談所)

電話番号 : 03-6837-1359

受付時間 : 午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、「鹿児島県弁護士会紛争解決センター」を利用しています。

当弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、①のリスク管理部(0985-31-2068)または「JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)」(03-6837-1359)にお申し出ください。



●利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

●貸出運営についての考え方

当会は、農業専門金融機関として、農業・農村の再生、活性化に向けた農業関係団体等への農業関連融資はもとより、地域金融機関として、地域経済の発展に向けた地元企業、地方公共団体等の皆さまの幅広い資金ニーズ対応にも積極的に取り組んでいます。

また、当会の融資方針として、特定の大口取引先に偏ることなく、リスク管理等に充分注意して貸出の健全性を維持向上していくよう努めています。

●内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営活動全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性、業務活動の有効性および効率性、コンプライアンスへの適合性、財務報告の信頼性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、当会の全ての部署を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および常勤監事に報告した後、被監査部門に通知し、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会・経営管理委員会・監事会に報告しています。

《JAグループ・JAバンクシステム》

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

●「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中央金庫が一体的に取組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

●「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

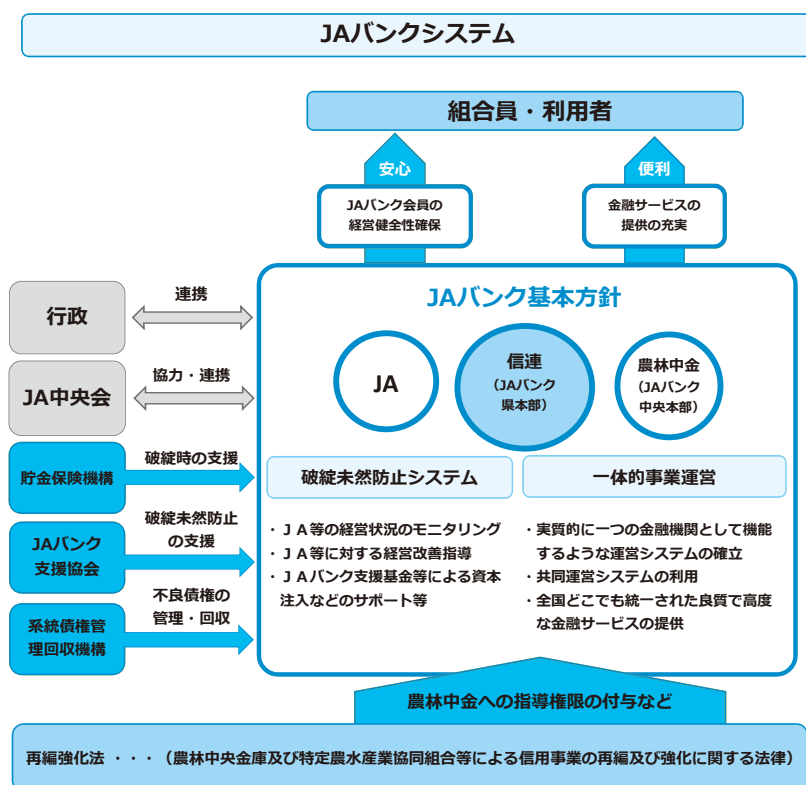
●「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえで、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。

●貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。



《事業の概況（令和4年度）》

●貯金

会員である県内JA貯金の増強対策を支援するとともに、農業関連団体等に対する継続的な取組みに努めたものの、期末残高は前年比45億円減少し6,795億円となりました。

●貸出金

会員（経済連関連会社含む）や金融機関を含むその他員外への積極的な融資推進を行い、金融機関やその他員外（食農関連企業等）向け融資が増加したことから、融資残高は前年比31億円増加し1,372億円となりました。

●有価証券・預け金

有価証券は、公社債・外国証券の中長期債の運用と株式・受益証券運用を行いました。期末残高は前年比144億円増加し1,790億円となりました。

預け金は、農林中央金庫への預金を中心に運用しました。期末残高は前年比288億円減少し3,926億円となりました。

●受託貸付金

日本政策金融公庫（農林水産事業）資金残高については農業経営基盤強化資金の無利子化措置等も含め長期・低利融資制度の周知に努めた結果、前年比25億円増加し193億円となりました。

日本政策金融公庫（国民生活事業）教育資金残高については償還額が貸付額を大きく上回ったことから前年比8百万円減少し40百万円となりました。

住宅金融支援機構資金残高については新規貸付がなかったことから前年比3億円減少し13億円となりました。

結果、受託貸付金等の期末残高は前年比22億円増加し207億円となりました。

●損益状況

経常利益は、前年比2億円増加し13億円となりました。当期剰余金は、前年比3億円増加し13億円となりました。

●当会が対処すべき課題

当会は「JAバンク基本方針」に基づきJA・農林中央金庫と総合力を結集し、JAバンクとしての健全性確保の責務を果たしたうえで、JAバンクの一体的な事業運営とJAバンク全体の安全性・効率性の確保に努める必要があります。

そこで、当会は、「組合員・利用者・地域になくてはならない存在であり続けるJAバンクの確立」と「経営体質の強化・安定による収益確保と会員への還元機能発揮」を基本方針として業務に取組みます。

●農業・暮らし・地域への貢献を目指した取組み

持続可能な農業の実現、豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指し、JAバンクならではの金融仲介機能の発揮に向けて、JAおよび農林中央金庫と一体となり取組んでおります。

①農業法人アプローチ先の訪問活動

地域の中核的な担い手となる農業法人との関係構築・強化のため訪問活動を実施しております。なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の対策を行い、可能な範囲での訪問活動を実施しております。



② J Aバンク利子補給事業

J Aバンク利子補給制度の積極的な推進によって農業者の借入負担の軽減を図り、農業経営の成長支援を実施しております。

③ J Aバンク保証料助成事業

農業近代化資金またはアグリマイティ資金の融資を受ける農業者が負担する保証料の助成を実施しております。

④ 新型コロナウイルス感染症およびウクライナ情勢による影響を受けた農業者への支援等

新型コロナウイルス感染症拡大およびウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による影響を受けた農業者等の資金繰り支援のため創設された「新型コロナウイルス対策資金」にかかる一部利子補給および保証料助成を実施しております。

⑤ 農業応援金融商品の企画・販売

「食」と「農」を意識した金融商品の企画・販売を行うことで、県産農畜産物の消費拡大を応援しています。

⑥ 食農教育応援事業

県内の小学校へJ Aバンク補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈するほか、各J Aが実施する食農教育（お米学習教室・農家のおじちゃんと語る会等）にかかる費用の助成を実施しております。

● 農業メインバンク機能の強化等

多様化・高度化する大規模農業法人や担い手経営体のニーズに直接対応し、かつJ Aの取組みを積極的にサポートしております。また、令和4年10月1日に本会内に農業金融センターを設置し、J A・連合会・農林中央金庫等との連携により農業法人との関係の構築・強化に取組んでおります。



※ 現行の金利とは異なる場合があります。

《地域貢献情報》

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

●地域からの資金調達の状況

・貯金残高

(単位：百万円)

預り先	残高
会員	620,418
地方公共団体等	49,891
金融機関	0
その他	9,244
合計	679,553

・貯金商品の販売

県下JAでは、統一企画商品として、退職金・年金のお受け取りのお客さまにご利用いただける定期貯金「満開キャンペーン」(令和4年3月～5月)、懸賞付定期積金「たまらん♪らん♪」(令和4年4月～7月)、定期貯金「サマーキャンペーン2022」(令和4年6月～8月)、「冬の定期貯金キャンペーン2022」(令和4年10月～令和5年1月)等の商品を販売しました。

●地域への資金供給の状況

・貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	残高
会員	12,051
地方公共団体等	59,925
金融機関	27,222
その他	38,091
合計	137,291

・ローン商品の販売

県下JAでは、県下統一のローン商品として、マイカーローン・教育ローン・住宅ローン・リフォームローン・フリーローン等を通年商品として取扱っております。また、キャンペーン商品の販売やネットローン取扱商品の拡充を図るなど、利便性の向上にも取り組んでおります。

・制度融資取扱状況

(単位：百万円)

制度資金名	制度資金の概要	残 高
農業近代化資金	規模拡大や設備投資等に必要な資金の融通を目的とした貸出金	2,435
特定農産加工資金	農産物の輸入自由化により影響を受ける食品製造業者の経営改善を目的とした貸出金	0
農村地域工業等導入資金	農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とした貸出金	0
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	経営の改善を図るために必要な短期の運転資金を目的とした貸出金	0
合 計		2,435

●新型コロナウイルス感染症およびウクライナ情勢による影響を受けた組合員等への支援

新型コロナウイルス感染症およびウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰により、資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれのある組合員、農業者等に対して、営農の継続・安定化に必要な経費を迅速に融通し、経営再建・維持安定を図ることを目的に「新型コロナウイルス対策資金」を創設しております。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大およびウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰により影響を受けているお客さまに対する、融資等に関するご相談については、融資部融資課にてお受けいたします。

・JAバンク災害等相談窓口 TEL 0985-31-2087

●地域密着型金融への取組み

(中小企業等の経営改善および地域の活性化のための取組みを含む)

・農業者等の経営支援に関する取組方針および態勢整備

(金融円滑化にかかる基本方針)

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 総務担当常務以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 業務担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 金融円滑化管理責任部署に「金融円滑化管理担当者」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

※ 以下の「ご相談窓口」にて、お客さまからの貸出条件変更等に係るご相談に応じております。

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	宮崎市霧島1丁目1番地1	融資部 融資課	0985-31-2087
		融資部 農業金融センター	0985-31-2092

(ご相談受付時間：平日の午前9時～午後5時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、リスク管理部リスク管理課にてお受けいたします。
・苦情相談窓口 TEL 0985-31-2068

・販路拡大等に対する支援

農業者の事業特性や食農関連企業の持つ商流や技術等を把握・評価し、双方のマッチングを行い、農業者の生産性向上や企業の販売向上に努めております。

・農業振興・地域活性化のための融資をはじめとする支援

J Aバンクとして、担い手ニーズや経営状況を踏まえ注力すべき層の絞込みや対応を図るため、担い手金融リーダーを全JAに設置し役割や機能を明確にするとともに、個々のスキルアップを図っております。

また、担い手がメインバンクに求める金融機能を適時・的確に提供していくため、農業法人向け資金「にないて」による支援や、農業者に対する貸出利子補給事業、保証料助成事業等、農業法人向け資本供与としてアグリシードファンドの取扱い等に取り組んでおります。

さらに、農業振興や環境保全等に資する大型設備投資事業に対して、他金融機関と協調して融資を行うことにより、地域活性化への貢献に努めております。

・営農サポート支援

組合員の所得向上を目指した支援施策の強化を図るとともに、JAグループ宮崎に設置された「農業振興連絡会議」に参画し、担い手の育成支援、組合員の所得アップ、営農基盤の強化等に取り組んでおります。

・直売所利用活性化への取組み

農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供、地域貢献を目的として、JA直売所でのJAカード利用時に5%を割引く施策と併せ、エコープ利用でのJAカード2%ポイント還元施策も実施しております。

また、ご利用金額の10%相当のポイントを還元する期間限定キャンペーンを実施しております。

●お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、宮崎県を事業区域として、県下JA等が会員となって、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、県下JAの組合員や地域の皆さまに信頼される経営かつお客さま主導のサービス提供を目指した業務運営を行っております。

当会は、県下JAの信用事業を統括・指導する金融機関として、県下JAのお客さまの安定的な資産形成に貢献していくため、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、本方針を制定・公表いたしました。

今後も、県下JAと連携してお客さま本位の業務運営に努めてまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 県下JAが、お客さまの多様なニーズに合った金融商品・サービスを提供できるよう支援してまいります。また、県下JAのお客さまの長期安定的な資産形成・運用に資する最適な投資信託を提供することを目的に、県下JAに対し厳選した「セレクトファンド」の導入を推奨しております。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 県下JAが、お客さまのご意向を確認し、お客さまの資産・負債の状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズに加え、ライフプランなどについて深く理解したうえで、最適な商品やサービスのご提案、情報提供を行うよう支援してまいります。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) 県下JAが、お客さまに商品やサービスをご提案する場合は、お客さまの取引経験や金融知識をはじめ商品のリスク特性等も考慮したうえで、明確、平易で、誤解を招くことのないように、誠実に情報提供を行えるよう支援してまいります。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(3) 県下JAが、お客さまの投資判断に資するような重要情報や、お客さまが負担することとなる手数料その他の費用の詳細について、より丁寧にわかりやすく提供できるよう支援してまいります。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

(1) 県下JAが、お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理するよう支援してまいります。【原則3本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 県下JAが、お客さまの最善の利益の追求を第一に考えて行動できるよう研修等を通じて適切な動機づけを行うとともに、お客さまの視点に立った業務運営ができるよう支援してまいります。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(令和3年1月改訂)との対応を示しています。

●文化的・社会的貢献活動に関する事項

・農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

J Aバンクによる食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもの農業に対する理解の深耕を図り農業ファンの拡大および地域の発展に貢献することを目的に、平成20年度から「J Aバンク食農教育応援事業」として教材本贈呈事業や教育活動助成事業を行っております。



教材本

・年金相談会の実施

年金に関する社会的関心が高まるなかで、県下J Aに社会保険労務士を派遣し、年金相談会を実施しております。



・グラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会の開催

J A年金友の会会員相互の交流と親睦および会員の健康増進を図ることを目的として、グラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会を開催しております。(令和4年度はコロナ禍により中止となりました。)



グラウンドゴルフ大会

・ラッピングカラーバスの運行

J Aバンクのイメージアップを目的に、J Aバンクイメージキャラクターを活用したカラーバスを宮崎・都城・延岡の各市および近郊3路線で運行しております。

「見つけると幸運が訪れる」とされる四葉のクローバーをモチーフに、J Aバンク宮崎のバスを見た方、乗車された方に幸せが訪れることを願ったデザインとなっております。



ラッピングカラーバス

・環境保全対策運動の実施

地球温暖化防止を目指し、古紙のリサイクル運動や省エネ運動を実施しており、エレベーター使用自粛、冷暖房の適正利用等により、CO₂削減を目指しております。

・宮日キッズサッカー大会の共催

宮崎県内の多くの幼児にサッカーをプレーしてもらうことで、その楽しさや喜びを知ってもらい、あわせて親同士や子ども同士の親睦を深め、地域を越えた交流を促進することを目的に、宮崎日日新聞社と共同でサッカー大会を開催しております。



・ MRT HAPPY Smileキャンペーンへの協賛

新入学児童を対象に防犯ブザーを無償配布し、ラジオCM・テレビCMやポスターを通し、子どもたちの防犯対策と交通安全に対する注意喚起を行うことで、地域が一体となって犯罪や交通事故から子どもたちを守る「MRT HAPPY Smileキャンペーン」に協賛しております。

・ 「こどもお助け救急BOOK」への協賛

乳幼児の急病やケガの時、また災害の対処方法などに役立つ母親のための図書「こどもお助け救急BOOK vol.11」の発刊に協賛しております。

・ 宮崎県立芸術劇場主催の舞台「こどももおとなも劇場」への協賛

宮崎の未来ある子どもたちやそのご家族に、良質な生の演劇に触れていただく機会を拡げることが目的として実施される舞台「こどももおとなも劇場」に協賛しております。



・ AEDの設置

J Aビル内に、事故や病気で突然心臓が止まった人に電気ショックを与え正常な心臓の動きを取り戻すための医療機器AED（自動体外式除細動器）を設置し、万が一の救命処置に対応できるよう備えております。

また、普通救命講習に参加してAED、救命処置、応急手当等に必要な正しい知識や技能を習得しております。

・ 赤十字事業への協力

献血車をJ Aビルに定期的に受け入れるなど、日本赤十字社の献血に積極的に参加・協力しております。また、日本赤十字社が行う人道支援活動に対し、継続的な支援を行っております。

・ グッドマナープロジェクト（地域貢献自治体連携サービス事業）への参加

愛犬家のマナーグッズ（犬のフン取り用ペーパースコップ）を地元自治体を通して地域住民へ配布し、地域貢献活動を展開している「グッドマナープロジェクト」に参加しております。

・ 家畜伝染病支援活動

今シーズン国内では、鳥インフルエンザが大量発生し、令和4年10月28日に過去最速で1例目が確認されて以来、令和5年5月6日現在でこれまでに26道県84事例を数え、殺処分羽数は約1,771万羽と、令和2年度の987万羽を大幅に超え、過去に例を見ない発生件数に上っております。

県内でも令和4年11月20日に新富町で1例目の鳥インフルエンザが発生して以来、日向市、川南町でも相次いで発生し、約41万羽の殺処分が行われるなど大きな被害となりました。

本会もJ Aグループ宮崎の一員として職員を派遣し、防疫作業に従事した他、被害のあった産地の復旧・復興支援を目的に、役職員による募金活動を行いました。

《主な事業の内容》

●貯金業務

会員であるJAをはじめとして、各連合会、地方公共団体、農業団体、企業そして地域の皆さまから貯金をお預かりしております。

地域・企業の皆さまにもお気軽にご利用いただけますよう、総合口座をはじめとして定期積金、各種定期貯金等を取揃えております。

JA貯金は、全国農協貯金ネットサービスおよびCDオンライン提携により全国のJA・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネットのCD・ATMで預け入れ・払い戻し（法人キャッシュカードは除く）ができます。また、CDオンライン提携により全国の金融機関のCD・ATMで払い戻し（法人キャッシュカードは除く）もできます。

地域金融機関として、皆さまのニーズにお応えできる商品開発等一層のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

・貯金商品一覧

貯金の種類	特 色	期 間 等	預入単位等
総合口座	・一冊の通帳に普通貯金と定期貯金、さらに自動融資機能をセットした貯金です。 ・セットされた定期貯金を担保に自動融資が受けられます。 (定期貯金の90%、最高300万円まで)	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	・手形、小切手でのお支払のできる貯金です。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金	・家計簿がわりの出し入れ自由の貯金です。 ・公共料金等の自動支払口座や給与・年金等の自動受け取り口座として最適です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	・残高に応じた金額階層別の適用金利です。 ・普通貯金との間で、自動的に資金の移動を行うスウィングサービスがご利用になれます。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金	・短期間の資金運用に適した貯金です。	7日以上	5万円以上
期日指定定期貯金	・個人専用の1年複利の自由金利商品です。 ・据置期間（1年）経過後はいつでもお引き出しでき、元金の一部のお引き出しもできます。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 300万円未満
スーパ一定期	・自由金利の定期貯金で、個人の方で3年以上の預け入れの場合、半年複利がご利用になれます。 ・300万円を基準にして適用金利が変わります。	1ヵ月以上5年以内	1円以上
大口定期貯金	・大口資金の運用に適した自由金利商品です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
変動金利定期貯金	・半年ごとに金利の変わる自由金利商品で、個人の方で3年もの預け入れの場合、半年複利がご利用になれます。	1年以上3年以内	1円以上
定期積金	・計画にあわせて一定期間、一定額を積み立てる積金です。 ・毎月または2～4ヵ月間隔で積み立てます。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
譲渡性貯金（NC D）	・短期間の大口資金運用に適しており、預入期間中に譲渡が可能です。	1週間以上2年以内	1,000万円以上

●貸出業務

会員であるJAをはじめとして、各連合会、地方公共団体、農業法人および団体、企業そして地域の皆さまへも融資を行っております。

豊富な資金は、運転資金、設備資金、住宅資金のほか、地域の皆さまへの各種ローンにも幅広くご利用いただけます。

そのほか、農業法人の皆さま向けにアグリプロモートローン「にないて」も準備いたしております。

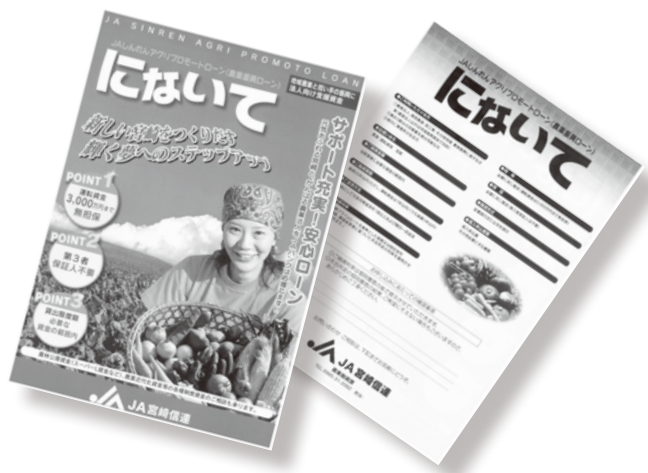
・貸出商品一覧

区 分	ご 融 資 先		ご 融 資 内 容
事 業 資 金	会 員	正 会 員 准 会 員 孫 会 員 (注 1)	低利、長期の制度資金（注 2）のほか、通常の運転資金・設備資金あるいは決算・賞与資金やその他の運転資金、および長期の運転資金にご利用いただけます。
		員 外 (法人)	
生 活 資 金	員 外 (個人)		小口生活資金あるいは住宅資金にご利用いただけます。

(注 1) 孫会員とは、正会員の組合員のことをいいます。

(注 2) 当会が取扱っている制度資金には、次の資金があります。

- ・農業近代化資金 ・特定農産加工資金 ・農村地域工業等導入資金
- ・農業経営改善促進資金（スーパーS資金） など



●為替・決済業務

全国のJAをはじめすべての金融機関と提携し、振込・送金・代金取立等の内国為替業務を行っております。また、各種公共料金・税金等の口座振替業務、給与・年金等の口座振込業務も行っております。

●日本銀行歳入復代理店業務

日本銀行歳入復代理店として、各種国庫金（国税、国民年金保険料等）の収納事務を行っております。

●資金証券業務

余裕金運用として、公社債および農林中央金庫への預け入れを中心に、安全かつ効率的な運用を行っております。

●受託業務

日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）の受託金融機関として、各種資金を取扱っております。

・受託貸付金一覧

金融機関等	資金名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金 青年等就農資金、農林漁業施設資金 農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金 畜産経営環境調和推進資金、振興山村・過疎地域経営改善資金 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業経営資本強化資金 新規用途事業等資金、特定農産加工資金 食品流通改善資金、食品安定供給施設整備資金 農業競争力強化支援資金、中山間地域活性化資金 農林水産物・食品輸出基盤強化資金
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育資金

【注】上記貸付金は、原則として県下JAでの取扱いとなります。また住宅金融支援機構の資金について、新規貸付の取扱いは行っておりません（管理回収業務のみ）。

●JA推進業務

県下JAの信用事業を統括・指導する金融機関として、地域に密着した、より質の高い金融サービスの企画・開発、ならびに社会貢献事業への支援・広報等を行っております。

また、県下JAと連携を図り、JA信用事業の拡大・伸長のための指導・推進支援等に努めております。

●JA指導業務

JAバンク基本方針に基づき、県下JAの健全経営の確立・経営基盤強化に努めており、JA信用事業の資質向上を目的とした種々の指導・研修を行っております。

また、JAバンク宮崎中期戦略（人材育成の取組み）に基づき、JA向けに集合研修、通信教育、検定試験を実施しております。



集合研修



小型移動金融店舗

●その他の業務およびサービス

・その他の業務およびサービス一覧

項 目	内 容
内 国 為 替	全国どこの金融機関へもお振り込み、手形等のお取り立てを行っております。また、A T Mからもお振り込みいただけます。
J A キャッシュサービス	キャッシュカードにより、全国のJ A・信連・漁協・都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネットのC D・A T Mで、現金のお引き出し・残高照会ができます。また、全国のJ A・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネットのA T Mで現金預け入れもできます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれ、必要な都度、窓口やC D・A T Mでお引き出しできます。盗難や紛失の心配もなく安心です。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等の年金、配当金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れ等のご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料・NHK放送受信料・電話料のほか、税金・高校授業料・水道料等をご指定貯金口座から自動的に引き落としのうえ払い込みいたします。
ファームバンキングサービス	お客さまの資金管理や経理事務の効率化のご要望にお応えするサービスです。現在お使いのO A機器（ファックス・パソコン・多機能電話機）とJ Aのコンピューターセンターとを通信回線で結ぶことにより、オフィスにいなから「資金移動」「取引内容の照会」をスピーディーに行っていただけるサービスです。
クレジットサービス（J A カード）	お買物・ご旅行・お食事等、お客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、J AバンクのI Cキャッシュカードとクレジットカード機能がひとつになったJ Aカード（一体型）もお申込みいただけます。
クレジットカードキャッシングサービス	不意に現金が必要になった時は、キャッシングサービスを全国のJ Aバンク・J Fマリンバンク、提携先各社・提携金融機関のC D・A T Mなどでご利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。 ※提携先各社・提携金融機関については、J AバンクのホームページまたはJ Aバンクの窓口にてご照会ください。
定 時 自 動 送 金	毎月の家賃の振り込みや学費の仕送り等の振込内容を、あらかじめ登録していただき、自動的にご指定の貯金口座から引き落としのうえお振り込みいたします。
デ ビ ッ ト カ ー ド	ジェイデビットのマークのお店で、端末にJ Aのキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお買い物等のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落とされます。
J A ネットバンク（個人のお客さま向け）	パソコン・携帯電話・スマートフォンからインターネットにアクセスし、残高照会・入出金明細照会・振込・振替等のサービスがご利用いただけます。
法人J A ネットバンク（法人のお客さま向け）	パソコンからインターネットにアクセスし、残高照会・入出金明細照会・振込・振替に加え、総合振込・給与振込による複数件のお振込みデータを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービスがご利用いただけます。
でんさいサービス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）で取扱われる電子記録債権のことで、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。 ※でんさいサービスのご利用は、「法人J A ネットバンク」のご契約が必要です。

●商品・サービスご利用に際しての留意事項

1. 貯金・ローン等の商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、よくご確認のうえご利用ください。
2. ローン等のご利用に際しましては、ご契約上の規定、ご返済方法（返済日、返済額ほか）、ご利用限度額、現在のご利用額等にご留意ください。

■手数料一覧

◆内国為替の取扱手数料

[窓口扱いによるもの]

(令和5年7月1日現在)

種 類	取扱種別	徴 収 単 位	県内系統 金融機関 あ て	県外系統 金融機関 あ て	他の金融 機関あて
送金手数料	普通扱い	1件につき	660円	660円	660円
振込手数料	電信扱い	3万円未満1件につき	330円	440円	550円
		3万円以上1件につき	550円	660円	770円
	文書扱い	3万円未満1件につき	330円	330円	440円
		3万円以上1件につき	550円	550円	660円
代金取立手数料 (隔地間)	至急扱い	1通につき	880円	880円	880円
	普通扱い	1通につき	550円	660円	660円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき		660円	
	不渡手形返却料	1通につき		660円	
	取立手形組戻料	1通につき		660円	
	取立手形店頭呈示料 ただし、600円を超える取立経費を 要する場合はその実費を徴します。	1通につき		660円	

【注】 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

[電子媒体および自動化機器等によるもの]

(令和5年7月1日現在)

種 類	取扱種別	徴 収 単 位	県内系統 金融機関 あ て	県外系統 金融機関 あ て	他の金融 機関あて
振込手数料	電子媒体 による振込	3万円未満1件につき	220円	330円	440円
		3万円以上1件につき	440円	550円	660円
	* A T Mによる 振込	3万円未満1件につき	220円 (330円)	330円 (440円)	440円 (550円)
		3万円以上1件につき	330円 (550円)	550円 (660円)	660円 (770円)
	定 時 自 動 送 金	3万円未満1件につき	220円	330円	440円
		3万円以上1件につき	440円	550円	660円
	ファームバンキング による振込	3万円未満1件につき	220円	330円	440円
		3万円以上1件につき	440円	550円	660円

【注】 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

* A T Mによる振込のうち()内の金額については、他行カードを使用した場合の手数料になります。

[インターネットバンキングによるもの]

(令和5年7月1日現在)

種 類	徴収単位	県内系統 金融機関 あ て	県外系統 金融機関 あ て	他の金融 機関あて
振込手数料	3万円未満1件につき	110円	275円	385円
	3万円以上1件につき	330円	440円	550円

【注】 1. 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

2. インターネットバンキング(法人)のご利用にあたっては、別途利用手数料がかかります。

◆ A T M利用手数料

[本会 A T M利用]

(令和5年7月1日現在)

曜日	利用可能時間帯	J Aバンク	J Fマリンバンク	ゆうちょ銀行	三菱 U F J 銀行	ゆうちょ銀行 三菱 U F J 銀行を除く 他の提携金融機関
		入 出 金	出 金	出 金	出 金	出 金
平日	8:00 ~ 8:45	無 料	無 料	110 円	110 円	110 円
	8:45 ~ 18:00			110 円	無料	110 円
	18:00 ~ 21:00			220 円	110 円	220 円
上記以外	220 円			110 円	220 円	

- 【注】 1. 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。
 2. ゆうちょ銀行カードでの手数料有料時間帯については、別途ゆうちょ銀行の定める手数料が発生する場合があります。

◆ 両替手数料

(令和5年7月1日現在)

取扱枚数	手数料
1 ~ 50 枚	無料
51 ~ 200 枚	110 円
201 ~ 300 枚	220 円
301 枚以上	100 枚ごとに 110 円加算

- 【注】 1. 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。
 2. お取扱枚数は、「お客様のお持ちいただいた紙幣・硬貨の合計枚数(両替前)」と「両替された紙幣・硬貨の合計枚数(両替後)」のいずれが多い方の枚数とさせていただきます。
 3. 同一金種の新券への交換、汚損した現金の同一金種への交換、記念硬貨の交換は無料です。

◆ その他の諸手数料

(令和5年7月1日現在)

再発行手数料	貯 金 通 帳	1 冊につき	1,100 円
	貯 金 証 書	1 枚につき	1,100 円
	キャッシュカード	1 枚につき	1,100 円
	J Aカード(一体型)	1 枚につき	1,100 円
自己宛小切手発行手数料		1 枚につき	550 円
残高証明書発行手数料		1 通につき	継続発行：330 円、都度発行：550 円
手形・小切手用紙代		1 冊につき	手形：6,050 円、小切手：5,500 円
店 内 振 込 手 数 料		3 万円未満 1 件につき	220 円
		3 万円以上 1 件につき	440 円
未利用口座管理手数料		令和3年10月1日以降に新規開設された口座(普通貯金、貯蓄貯金)のうち、最終異動日から2年を経過した口座を対象とする。	1,320 円

- 【注】 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

【単体経営資料】

DISCLOSURE 2023



決算の状況

◆貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 令和5年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日	科 目	令和4年度 令和5年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	132	103	貯 金	679,553	684,101
預 け 金	392,623	421,439	当 座 貯 金	18,034	21,501
系 統 預 け 金	392,563	421,395	普 通 貯 金	9,957	9,344
系 統 外 預 け 金	60	43	貯 蓄 貯 金	5	5
金 銭 の 信 託	1,974	999	通 知 貯 金	400	1,000
有 価 証 券	179,072	164,578	別 段 貯 金	536	1,006
国 債	54,934	49,111	定 期 貯 金	650,596	651,226
地 方 債	19,413	18,430	定 期 積 金	24	17
政 府 保 証 債	200	503	借 用 金	15,200	18,100
社 債	39,762	37,292	代 理 業 務 勘 定	41	20
外 国 証 券	30,058	30,575	そ の 他 負 債	630	937
株 式	2,448	2,061	貸 付 留 保 金	164	507
受 益 証 券	32,254	26,603	未 払 法 人 税 等	45	32
貸 出 金	137,291	134,187	貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	7	6
手 形 貸 付	612	652	仮 受 金	80	66
証 書 貸 付	104,997	103,059	そ の 他 の 負 債	0	0
当 座 貸 越	4,458	4,779	未 払 費 用	309	307
金 融 機 関 貸 付	27,222	25,697	前 受 収 益	12	10
そ の 他 資 産	1,205	1,164	未 決 済 為 替 借	10	6
従 業 員 貸 付 金	28	38	諸 引 当 金	2,235	2,189
差 入 保 証 金	1	1	相 互 援 助 積 立 金	1,901	1,874
仮 払 金	1	0	賞 与 引 当 金	69	68
未 収 還 付 法 人 税 等	198	141	退 職 給 付 引 当 金	200	191
そ の 他 の 資 産	341	348	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	62	54
未 収 収 益	613	589	債 務 保 証	3,531	3,050
前 払 費 用	12	15	負 債 の 部 合 計	701,192	708,399
未 決 済 為 替 貸	8	29	(純資産の部)		
有 形 固 定 資 産	626	634	出 資 金	25,180	25,180
建 物	90	96	利 益 剰 余 金	27,019	26,468
土 地	522	522	利 益 準 備 金	11,877	11,674
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	13	14	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,141	14,793
外 部 出 資	34,802	34,959	経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	6,215	6,113
系 統 出 資	32,779	32,779	特 別 積 立 金	6,987	6,987
系 統 外 出 資	2,022	2,179	当 期 未 処 分 剰 余 金	1,938	1,692
繰 延 税 金 資 産	130	110	(うち当期剰余金)	(1,340)	(1,011)
債 務 保 証 見 返	3,531	3,050	会 員 資 本 合 計	52,200	51,649
貸 倒 引 当 金	△ 880	△ 1,095	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,882	82
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,882	82
			純 資 産 の 部 合 計	49,317	51,731
資 産 の 部 合 計	750,510	760,131	負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	750,510	760,131

◆損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和3年度 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
経常収益	5,690	5,905
資金運用収益	4,397	4,704
貸出金利	906	863
預け金利	8	13
有価証券利息配当金	1,540	1,560
その他受入利息	1,940	2,267
(うち受取奨励金)	(1,743)	(1,973)
(うち受取特別配当金)	(196)	(292)
役務取引等収益	144	140
受入為替手数料	30	27
その他の受入手数料	114	112
その他事業収益	587	677
受取助成金	0	0
国債等債券売却益	59	51
国債等債券償還益	-	98
その他の事業収益	527	527
その他経常収益	560	381
貸倒引当金戻入益	214	-
株式等売却益	314	350
金銭の信託運用益	14	1
その他の経常収益	16	29
経常費用	4,300	4,803
資金調達費用	2,623	2,765
貯金利息	27	29
その他支払利息	2,596	2,736
(うち支払奨励金)	(2,595)	(2,733)
役務取引等費用	37	32
支払為替手数料	5	6
その他の支払手数料	32	25
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	7	9
支払助成金	6	8
金融派生商品費用	1	1
経常費用	1,522	1,416
人件費用	758	756
物件費用	727	623
税金	36	35
その他経常費用	108	579
貸倒引当金繰入額	-	500
相互援助積立金繰入額	27	41
株式等売却損	80	35
その他の経常費用	0	0
経常利益	1,389	1,101
特別利益	91	-
その他の特別利益	91	-
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	1,480	1,101
法人税、住民税および事業税	128	85
法人税等調整額	11	5
法人税等合計	139	90
当期剰余金	1,340	1,011
当期首繰越剰余金	598	681
当期末処分剰余金	1,938	1,692



◆キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和3年度 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,480	1,101
減価償却費	11	12
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 214	500
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	46	45
資金運用収益	△ 4,397	△ 4,704
資金調達費用	2,623	2,765
有価証券関係損益 (△は益)	40	△ 134
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 14	△ 1
固定資産処分損益 (△は益)	0	0
貸出金の純増 (△) 減	△ 3,103	△ 6,697
預け金の純増 (△) 減	16,000	△ 4,200
貯金の純増減 (△)	△ 4,547	8,768
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 2,900	△ 1,600
その他	△ 317	32
資金運用による収入	4,404	4,728
資金調達による支出	△ 2,639	△ 2,780
事業分量配当金の支払額	△ 537	△ 517
小 計	5,933	△ 2,679
法人税等の支払額	△ 115	△ 97
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,818	△ 2,777
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 48,207	△ 35,009
有価証券の売却による収入	22,652	14,845
有価証券の償還による収入	8,049	12,653
金銭の信託の増加による支出	△ 1,000	△ 1,000
固定資産の取得による支出	△ 4	△ 6
固定資産の売却による収入	△ 0	—
外部出資の減少による収入	157	385
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,353	△ 8,132
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 251	△ 296
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 251	△ 296
4 現金および現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金および現金同等物の増加額 (減少額)	△ 12,786	△ 11,206
6 現金および現金同等物の期首残高	32,838	44,044
7 現金および現金同等物の期末残高	20,052	32,838

◆剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,938	1,692
剰 余 金 処 分 額	1,296	1,094
利 益 準 備 金	269	203
任 意 積 立 金	135	102
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	135	102
出 資 配 当 金	251	251
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	251	251
事 業 分 量 配 当 金	640	537
次 期 繰 越 剰 余 金	641	598

- 【注】
1. 普通出資に対する配当率は、次のとおりです。

令和4年度	1.000%
令和3年度	1.000%
 2. 事業分量配当金の基準（1年定期貯金ネット平均残高に対し）は、次のとおりです。

令和4年度	0.110%
令和3年度	0.090%
 3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

①種類	経営基盤安定化積立金
②積立目的	県下信用事業の基盤の維持・強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。
③積立目標額	特別積立金の残高に達するまでの額。
④積立・取崩基準	総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）。
・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年～50年
その他 3年～35年
- (5) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「宮崎県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金
- (1) 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 880百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(5) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
- ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- ③ 翌年度に係る計算書類におよぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響をおよぼす可能性があります。
2. 金融商品の時価
- (1) 当年度に係る計算書類に計上した額
「金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

③ 翌年度に係る計算書類におよぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、500 百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、1,417 百万円です。
- (3) 担保に供している資産は、為替決済に伴う担保としての定期預金 25,000 百万円、先物取引証拠金等の代用としての有価証券 224 百万円です。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 5,520 百万円含まれています。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	161 百万円
危険債権額	535 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	696 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,229 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 13,820 百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

その他の特別利益 91 百万円は、外部出資譲渡益です。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、宮崎県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、28%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は特定金銭信託、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、受益証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。



③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況についてもリスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

また、管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会や理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会およびリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク管理部においてモニタリングを行っています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会社では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当社のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で25,092百万円です。

なお、当会社では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	392,623	392,579	△ 44
金銭の信託			
その他の金銭の信託	1,974	1,974	—
有価証券			
満期保有目的の債券	25,294	23,634	△ 1,660
その他有価証券	153,777	153,777	—
貸出金	137,291		
貸倒引当金	880		
貸倒引当金控除後	136,411	136,399	△ 12
資産計	710,081	708,364	△ 1,716
貯金	679,553	679,480	△ 73
借入金	15,200	15,200	—
負債計	694,753	694,680	△ 73

- (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
非上場株式	982百万円
組合出資金	32,779百万円
その他外部出資	1,040百万円

(注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	392,623	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	2,000	500	—	—	500	22,300
その他の有価証券のうち満期があるもの	10,561	6,764	12,272	5,016	11,543	87,777
貸出金	17,834	11,722	14,885	12,642	10,179	69,864
合計	423,019	18,987	27,157	17,658	22,222	179,942

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型除く）0百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金13,820百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等141百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件19百万円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	678,681	619	69	182	—	—
借入金	5,600	3,100	4,500	2,000	—	—
合計	684,281	3,719	4,569	2,182	—	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。



7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	1,500	1,501	1
	そ の 他	3,994	4,100	105
	小 計	5,494	5,601	106
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	3,500	3,271	△ 228
	そ の 他	16,300	14,761	△ 1,538
	小 計	19,800	18,032	△ 1,767
合 計		25,294	23,634	△ 1,660

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	1,135	1,008	126
	債 券	31,329	30,763	565
	国 債	19,495	19,048	447
	地 方 債	1,709	1,699	9
	社 債	7,963	7,912	50
	そ の 他	2,160	2,101	58
	そ の 他	15,572	13,885	1,686
	小 計	48,037	45,657	2,379
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	1,313	1,495	△ 182
	債 券	87,745	91,144	△ 3,399
	国 債	35,438	37,020	△ 1,581
	地 方 債	17,704	18,652	△ 947
	社 債	26,798	27,368	△ 570
	そ の 他	7,803	8,103	△ 299
	そ の 他	16,682	18,336	△ 1,654
	小 計	105,740	110,976	△ 5,235
合 計		153,777	156,633	△ 2,856

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,146	109	80
債 券	10,686	59	—
その他	6,565	205	—
合 計	18,397	374	80

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

その他の金銭の信託

	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	1,974 百万円	2,000 百万円	△ 25 百万円	13 百万円	△ 39 百万円

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、職員の退職給付にあてるため、退職一時金制度を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	191 百万円
退職給付費用	42 百万円
退職給付の支払額	△ 6 百万円
制度への拠出額	△ 27 百万円
期末における退職給付引当金	<u>200 百万円</u>

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	572 百万円
年金資産	△ 371 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>200 百万円</u>

退職給付引当金	200 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>200 百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	42 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、75百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	178 百万円
退職給付引当金超過額	55 百万円
相互援助積立金超過額	526 百万円
賞与引当金超過額	19 百万円
未払事業税	7 百万円
未払奨励金	57 百万円
その他有価証券評価差額金	797 百万円
その他	21 百万円
繰延税金資産小計	1,662 百万円
評価性引当額	△ 1,511 百万円
繰延税金資産合計（A）	150 百万円
繰延税金負債	
税務上の貸倒損失	△ 19 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 19 百万円
繰延税金資産の純額（A） + （B）	130 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
事業分量配当金の損金に算入される項目	△ 11.98%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.46%
住民税均等割等	0.26%
評価性引当額の増減	△ 0.65%
その他	0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>9.44%</u>

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。



注記表

令和3年度
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 8年～50年 |
| その他 | 3年～35年 |

(5) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「宮崎県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる当年度の経常利益、および税引前当期利益への影響はありません。なお、期首の利益剰余金への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 1,095 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(5) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌年度に係る計算書類におよぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響をおよぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

- (1) 当年度に係る計算書類に計上した額

「金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

③ 翌年度に係る計算書類におよぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、492 百万円です。

- (2) 有形固定資産の圧縮帳額は、1,418 百万円です。

- (3) 担保に供している資産は、為替決済に伴う担保としての定期預金 25,000 百万円、先物取引証拠金等の代用としての有価証券 229 百万円です。

- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 8,697 百万円含まれています。

- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	69 百万円
危険債権額	688 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	757 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和 2 年 12 月 23 日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。（令和 4 年 3 月 31 日施行）

- (6) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,890 百万円です。

- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 13,820 百万円が含まれています。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、宮崎県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。



② 金融商品の内容およびそのリスク

当会社が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、27%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、受益証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況についてもリスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

また、管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会や理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会およびリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク管理部においてモニタリングを行っています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当社では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当社のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で17,880百万円です。

なお、当社では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含みず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	421,439	421,443	3
金銭の信託			
その他の金銭の信託	999	999	-
有価証券			
満期保有目的の債券	24,096	23,424	△ 671
その他有価証券	140,481	140,481	-
貸出金	134,187		
貸倒引当金	1,095		
貸倒引当金控除後	133,092	133,980	887
資産計	720,109	720,328	219
貯金	684,101	684,119	17
借入金	18,100	18,100	-
負債計	702,201	702,219	17

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号令和元年 7 月 4 日）第 26 項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 34,959 百万円

（注）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	421,439	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	1,300	2,000	500	—	—	20,300
その他有価証券のうち満期があるもの	8,548	10,675	7,144	10,592	5,124	83,169
貸出金	17,119	12,567	11,089	13,859	8,716	70,766
合計	448,408	25,242	18,733	24,451	13,841	174,236

（注）1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型除く）1 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 13,820 百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 69 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	682,174	1,673	60	27	166	—
借入金	4,900	5,600	3,100	4,500	—	—
合計	687,074	7,273	3,160	4,527	166	—

（注）1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。



6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	1,500	1,509	9
	そ の 他	4,796	4,921	125
	小 計	6,296	6,431	135
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	3,000	2,854	△ 145
	そ の 他	14,800	14,138	△ 661
	小 計	17,800	16,993	△ 806
合 計		24,096	23,424	△ 671

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	817	760	57
	債 券	49,375	48,549	826
	国 債	27,194	26,603	590
	地 方 債	3,423	3,410	13
	社 債	13,664	13,533	131
	そ の 他	5,093	5,002	91
	そ の 他	16,276	14,802	1,474
	小 計	66,469	64,111	2,357
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	1,243	1,412	△ 169
	債 券	62,441	63,731	△ 1,290
	国 債	21,917	22,589	△ 671
	地 方 債	15,006	15,330	△ 324
	社 債	19,128	19,307	△ 178
	そ の 他	6,389	6,504	△ 114
	そ の 他	10,327	11,110	△ 783
	小 計	74,012	76,255	△ 2,243
合 計		140,481	140,367	114

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 31 百万円を差し引いた額 82 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,472	237	35
債 券	10,149	51	-
その他	1,556	112	-
合 計	13,178	401	35

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

○その他の金銭の信託

	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	999 百万円	1,000 百万円	△ 0 百万円	12 百万円	13 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産 0 百万円を加えた額△ 0 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、職員の退職給付にあてるため、退職一時金制度を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	199 百万円
退職給付費用	40 百万円
退職給付の支払額	△ 20 百万円
制度への拠出額	△ 27 百万円
期末における退職給付引当金	<u>191 百万円</u>

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	546 百万円
年金資産	△ 354 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>191 百万円</u>
退職給付引当金	<u>191 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>191 百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	40 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、86 百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	190 百万円
退職給付引当金超過額	52 百万円
相互援助積立金超過額	518 百万円
賞与引当金超過額	19 百万円
未払事業税	4 百万円
未払奨励金	61 百万円
その他	19 百万円
繰延税金資産小計	866 百万円
評価性引当額	△ 724 百万円
繰延税金資産合計 (A)	142 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 31 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 31 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	110 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
事業分量配当金の損金に算入される項目	△ 13.50%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.94%
住民税均等割等	0.35%
評価性引当額の増減	0.43%
その他	0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>8.25%</u>

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

◆財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月1日

宮崎県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長 村角 浩史

【注】財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

◆会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

◆最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
経常収益	5,690	5,905	6,107	7,215	7,803
経常利益	1,389	1,101	1,356	1,177	1,838
当期剰余金	1,340	1,011	1,260	863	1,550
出資金 (出資口数)	25,180 (2,518,083)	25,180 (2,518,083)	25,180 (2,518,083)	24,500 (2,450,022)	20,893 (2,089,340)
純資産額	49,317	51,731	53,267	51,199	50,591
総資産額	750,510	760,131	754,514	734,611	743,188
貯金等残高	679,553	684,101	675,332	657,754	667,251
貸出金残高	137,291	134,187	127,490	119,858	119,105
有価証券残高	179,072	164,578	159,313	153,771	167,626
剰余金配当金額	892	789	813	788	982
普通出資配当額	251	251	296	281	245
後配出資配当額	—	—	—	—	—
事業分量配当額	640	537	517	507	737
職員数	103	105	108	112	109
単体自己資本比率	17.92	17.89	18.08	18.05	18.21

【注】「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しております。

◆利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
資金運用収支	1,779	1,941	△162
役員取引等収支	106	108	△1
その他事業収支	580	668	△87
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,466 (0.34)	2,718 (0.37)	△251 (△0.03)

- 【注】
1. 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
 2. 役員取引等収支＝役員取引等収益－役員取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

◆事業純益

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
事業純益	943	1,050	△106
実質事業純益	943	1,302	△358
コア事業純益	884	1,152	△268
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	857	932	△75

- 【注】
1. 事業純益＝事業収益－（事業費用－金銭の信託運用見合費用）－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◆資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	723,408	4,397	0.61	731,927	4,704	0.64
うち預け金	408,660	1,948	0.48	443,586	2,279	0.51
うち有価証券	176,293	1,540	0.87	157,612	1,560	0.99
うち貸出金	138,422	906	0.66	130,679	863	0.66
資金調達勘定	703,672	2,617	0.37	713,234	2,763	0.39
うち貯金・定積	687,901	2,623	0.38	694,486	2,762	0.40
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	17,321	—	—	18,745	—	—
総資金利ざや			0.02			0.05

- 【注】 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

◆受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△ 307	△ 310
うち預け金	△ 330	95
うち有価証券	△ 20	△ 417
うち貸出金	43	11
支払利息	△ 145	△ 69
うち貯金・定積	△ 139	△ 68
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差引	△ 162	△ 240

- 【注】 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

■事業の概況

貯金に関する指標

◆科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度		令和3年度		増減
流動性貯金	26,269	(3.8)	26,103	(3.7)	166
定期性貯金	660,926	(96.1)	667,822	(96.2)	△ 6,896
その他の貯金	705	(0.1)	561	(0.1)	144
計	687,901	(100.0)	694,486	(100.0)	△ 6,584
譲渡性貯金	—	(0.0)	—	(0.0)	—
合計	687,901	(100.0)	694,486	(100.0)	△ 6,584

- 【注】 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

◆定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度		令和3年度		増減
定期貯金	650,596	(100.0)	651,226	(100.0)	△ 629
うち固定金利定期	650,596	(100.0)	651,226	(100.0)	△ 629
うち変動金利定期	—	(0.0)	—	(0.0)	—

- 【注】 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

◆科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
手形貸付	633	357	276
証書貸付	131,707	124,952	6,754
当座貸越	6,080	5,369	711
割引手形	—	—	—
合 計	138,422	130,679	7,742

◆貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
固定金利貸出	82,849 (60.3)	77,581 (57.8)	5,268
変動金利貸出	54,441 (39.7)	56,606 (42.2)	△2,165
合 計	137,291 (100.0)	134,187 (100.0)	3,103

【注】()内は構成比です。

◆貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	6	10	△4
有価証券	—	—	—
動産	598	749	△151
不動産	8,511	7,012	1,499
その他担保物	49	—	49
小 計	9,166	7,773	1,393
農業信用基金協会保証	35	42	△6
その他保証	3,366	5,123	△1,756
小 計	3,402	5,166	△1,763
信 用	124,722	121,248	3,473
合 計	137,291	134,187	3,103

◆債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	3,519	3,038	481
合 計	3,519	3,038	481

◆貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
設備資金	74,490 (54.3)	77,458 (57.7)	△2,968
運転資金	62,801 (45.7)	56,729 (42.3)	6,072
合 計	137,291 (100.0)	134,187 (100.0)	3,103

【注】()内は構成比です。

貸出金等に関する指標

◆貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
農 業	1,284 (0.9)	1,095 (0.8)	188
林 業	— (0.0)	— (0.0)	—
水 産 業	— (0.0)	— (0.0)	—
製 造 業	8,540 (6.2)	8,687 (6.5)	△ 146
鉱 業	— (0.0)	— (0.0)	—
建 設 業	— (0.0)	— (0.0)	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2,830 (2.1)	2,700 (2.0)	130
運 輸 ・ 通 信 業	4,054 (3.0)	2,583 (1.9)	1,471
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	4,382 (3.2)	3,823 (2.9)	558
金 融 ・ 保 険 業	35,859 (26.1)	34,521 (25.7)	1,337
不 動 産 業	2,973 (2.2)	2,997 (2.2)	△ 23
サ ー ビ ス 業	13,903 (10.1)	13,114 (9.8)	789
地 方 公 共 団 体	59,925 (43.6)	61,120 (45.6)	△ 1,194
そ の 他	3,537 (2.6)	3,544 (2.6)	△ 6
合 計	137,291 (100.0)	134,187 (100.0)	3,103

【注】()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

◆主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
農 業	1,284	1,095	188
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	184	205	△ 20
果 樹 ・ 樹 園 農 業	5	3	2
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	1,043	824	219
養 鶏 ・ 養 卵	15	15	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	36	48	△ 12
農 業 関 連 団 体 等	12,643	13,661	△ 1,018
合 計	13,927	14,756	△ 829

- 【注】
1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。

貸出金等に関する指標

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	11,491	12,451	△ 960
農業制度資金	2,435	2,305	130
農業近代化資金	2,435	2,305	130
その他制度資金	—	—	—
合 計	13,927	14,756	△ 829

- 【注】 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	19,364	16,764	2,599
合 計	19,364	16,764	2,599

【注】 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

◆農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	161	6	43	110	161
	令和3年度	69	7	—	62	69
危険債権	令和4年度	535	—	—	535	535
	令和3年度	688	9	53	625	688
要管理債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
小 計	令和4年度	696	6	43	645	696
	令和3年度	757	17	53	687	757
正常債権	令和4年度	140,258				
	令和3年度	136,622				
合 計	令和4年度	140,954				
	令和3年度	137,380				

- 【注】 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権
 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 正常債権
 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸出金等に関する指標

- ◆元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況
該当する取引はありません。

◆貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年度					令和 3 年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	407	235	—	407	235	156	407	—	156	407
個別貸倒引当金	687	645	—	687	645	438	687	—	438	687
合 計	1,095	880	—	1,095	880	594	1,095	—	594	1,095

◆貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和 4 年度	令和 3 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

有価証券に関する指標

◆種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
国 債	53,759	45,064	8,695
地 方 債	19,501	20,879	△ 1,378
社 債	39,121	37,627	1,494
株 式	2,474	1,771	702
外 国 証 券	30,381	30,172	209
そ の 他 の 証 券	31,053	22,096	8,956
合 計	176,293	157,612	18,680

◆商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

◆有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和4年度								
国 債	4,359	6,576	2,839	3,567	8,697	28,894	—	54,934
地 方 債	300	—	500	489	3,652	14,471	—	19,413
社 債	3,103	5,239	9,068	12,687	7,096	2,566	—	39,762
株 式	—	—	—	—	—	—	2,448	2,448
外 国 証 券	3,193	2,003	1,361	5,490	4,271	13,736	—	30,058
その他の証券	200	—	—	—	—	—	32,254	32,454
令和3年度								
国 債	2,913	7,710	4,528	3,838	6,043	24,076	—	49,111
地 方 債	1,805	303	—	—	1,284	15,037	—	18,430
社 債	1,478	4,614	5,630	12,394	10,494	2,679	—	37,292
株 式	—	—	—	—	—	—	2,061	2,061
外 国 証 券	2,301	4,196	1,502	3,403	4,780	14,391	—	30,575
その他の証券	301	202	—	—	—	—	26,603	27,107



有価証券の時価情報等

◆有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,500	1,501	1	1,500	1,509	9
	外 国 証 券	3,994	4,100	105	4,796	4,921	125
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	5,494	5,601	106	6,296	6,431	135
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,500	3,271	△ 228	3,000	2,854	△ 145
	外 国 証 券	16,300	14,761	△ 1,538	14,800	14,138	△ 661
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	19,800	18,032	△ 1,767	17,800	16,993	△ 806
	合 計	25,294	23,634	△ 1,660	24,096	23,424	△ 671

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,135	1,008	126	817	760	57
	債 券	29,168	28,661	507	44,281	43,546	734
	国 債	19,495	19,048	447	27,194	26,603	590
	地 方 債	1,709	1,699	9	3,423	3,410	13
	社 債	7,963	7,912	50	13,664	13,533	131
	そ の 他	17,732	15,987	1,745	21,370	19,804	1,565
	外 国 証 券	1,960	1,901	58	4,589	4,502	87
	その他の証券	15,772	14,085	1,687	16,780	15,302	1,478
	小 計	48,037	45,657	2,379	66,469	64,111	2,357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,313	1,495	△ 182	1,243	1,412	△ 169
	債 券	79,941	83,041	△ 3,099	56,052	57,227	△ 1,175
	国 債	35,438	37,020	△ 1,581	21,917	22,589	△ 671
	地 方 債	17,704	18,652	△ 947	15,006	15,330	△ 324
	社 債	26,798	27,368	△ 570	19,128	19,307	△ 178
	そ の 他	24,485	26,439	△ 1,953	16,716	17,614	△ 898
	外 国 証 券	7,803	8,103	△ 299	6,389	6,504	△ 114
その他の証券	16,682	18,336	△ 1,654	10,327	11,110	△ 783	
	小 計	105,740	110,976	△ 5,235	74,012	76,255	△ 2,243
	合 計	153,777	156,633	△ 2,856	140,481	140,367	114

- 【注】
1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。
 3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

◆金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

	令和4年度					令和3年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,974	2,000	△25	13	39	999	1,000	△0	12	13

- 【注】 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。
 3. その他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。

◆デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

■ 経営諸指標

◆利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.18	0.14	0.04
純資産経常利益率	2.72	2.17	0.55
総資産当期純利益率	0.18	0.13	0.05
純資産当期純利益率	2.63	1.99	0.64

- 【注】 1. 総資産経常利益率＝経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高 × 100

◆貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和3年度	増減	
貯貸率	(期末)	20.20	19.62	0.58
	(期中平均)	20.12	18.82	1.30
貯証率	(期末)	26.35	24.06	2.29
	(期中平均)	25.63	22.69	2.94

- 【注】 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 自己資本の充実の状況

《自己資本の状況》

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本を増強するとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は17.92%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金により調達しています。

・普通出資金

項 目	内 容
発行主体	宮崎県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	251 億円（前年度 251 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出マニュアル」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

◆自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	51,307	50,859
うち、出資金及び資本準備金の額	25,180	25,180
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	27,019	26,468
うち、外部流出予定額 (△)	892	789
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,136	2,281
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,136	2,281
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	53,444	53,141
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	53,444	53,141
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	293,277	291,172
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,935	5,728
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	298,212	296,901
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.92%	17.89%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。



◆自己資本の充実度に関する事項

[信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳]

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	132	—	—	103	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	56,356	—	—	49,419	—	—
我が国の地方公共団体向け	80,343	—	—	79,930	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,601	320	12	1,601	320	12
地方公共団体金融機構向け	300	20	0	600	40	1
我が国の政府関係機関向け	703	60	2	907	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	438,692	87,580	3,503	469,662	93,737	3,749
法人等向け	85,419	51,859	2,074	79,880	51,761	2,070
中小企業等向け及び個人向け	0	—	—	1	—	—
抵当権付住宅ローン	72	12	0	81	10	0
三月以上延滞等	141	47	1	69	3	0
信用保証協会等による保証付	35	3	0	42	4	0
出資等	4,544	4,544	181	4,369	4,369	174
(うち出資等のエクスポージャー)	4,544	4,544	181	4,369	4,369	174
上記以外	49,750	122,861	4,914	49,770	122,868	4,914
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	2,006	5,015	200	2,006	5,015	200
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	46,583	116,459	4,658	46,583	116,459	4,658
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	150	376	15	142	355	14
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,010	1,010	40	1,038	1,038	41
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	41,741	25,967	1,038	33,430	17,996	719
(うちルックスルー方式)	41,741	25,967	1,038	33,430	17,996	719
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	759,836	293,277	11,731	769,871	291,172	11,646
合計(信用リスク・アセットの額)	759,836	293,277	11,731	769,871	291,172	11,646
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	4,935		197	5,728		229
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	298,212		11,928	296,901		11,876

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

《信用リスクに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

当会では、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスク」と定義し、当該リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するために「信用リスクマネジメント要領」においてマネジメントにかかる考え方・体制・手法等を定め、信用リスク量が経営体力の範囲内となるように管理しております。

具体的には、信用リスクマネジメントにかかる企画・執行・モニタリング・審査の各担当部署が、それぞれ組織的に分離・独立し、相互に牽制しあうことにより十全なリスクマネジメントを行うよう体制を整備し、信用リスク量の計測・信用格付・自己査定・個別審査・各種限度額管理の手法を定め、モニタリング結果を定期的に報告することによってマネジメントの強化に努めております。

また、常務理事・各室部長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとおよび必要に応じて開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容および対応方針を決定しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで引き当てており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っています。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株 式 会 社 格 付 投 資 情 報 セ ン タ ー (R & I)
株 式 会 社 日 本 格 付 研 究 所 (J C R)
ム ー デ ィ ー ズ ・ イ ン ベ ス タ ー ズ ・ サ ー ビ ス ・ イ ン ク (Moody's)
S & P グ ロ ー バ ル ・ レ ー テ ィ ン グ (S & P)
フ ィ ッ チ レ ー テ ィ ン グ ス リ ミ テ ッ ド (Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央 政府 および 中央 銀行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	

【注】「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。



◆信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和4年度					令和3年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			
国内	692,231	146,467	114,066	—	141	709,786	146,061	103,430	—	69	
国外	25,863	—	25,863	—	—	26,654	—	26,654	—	—	
地域別残高計	718,095	146,467	139,930	—	141	736,440	146,061	130,085	—	69	
法人	農業	1,194	1,194	—	—	71	997	997	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	18,133	7,357	9,308	—	69	18,186	7,504	9,208	—	69
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	8,524	2,888	5,506	—	—	8,242	2,901	5,258	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	10,542	2,830	7,711	—	—	8,909	2,700	6,208	—	—
	運輸・通信業	8,316	4,995	2,811	—	—	6,762	3,566	2,813	—	—
	金融・保険業	502,120	44,157	32,243	—	—	533,374	45,808	33,034	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	28,840	22,672	5,817	—	—	26,719	20,985	5,521	—	—
	日本国政府・地方公共団体	136,699	59,964	76,350	—	—	129,350	61,162	68,040	—	—
	上記以外	2,829	318	—	—	—	2,984	334	—	—	—
個人	116	87	—	—	—	137	98	—	—	—	
その他	776	—	—	—	—	776	—	—	—	—	
業種別残高計	718,095	146,467	139,930	—	141	736,440	146,061	130,085	—	69	
1年以下	410,262	10,529	9,646	—	—	441,244	10,586	8,818	—	—	
1年超3年以下	34,981	18,293	13,683	—	—	28,852	13,460	15,385	—	—	
3年超5年以下	33,412	20,134	13,278	—	—	30,243	18,773	11,469	—	—	
5年超7年以下	29,458	10,458	18,999	—	—	32,133	13,614	18,518	—	—	
7年超10年以下	49,772	27,779	21,992	—	—	44,263	25,488	18,774	—	—	
10年超	115,914	53,585	62,329	—	—	112,392	55,272	57,119	—	—	
期限の定めのないもの	44,293	5,685	—	—	—	47,310	8,864	—	—	—	
残存期間別残高計	718,095	146,467	139,930	—	—	736,440	146,061	130,085	—	—	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
 なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◆貸倒引当金の期末残高および期中増減額

〔貸倒引当金の期末残高および期中の増減額〕

(単位：百万円)

	令和4年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	407	235	—	407	235	156	407	—	156	407
個別貸倒引当金	687	645	—	687	645	438	687	—	438	687

〔業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額〕

(単位：百万円)

	令和4年度						令和3年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国内	687	645	—	687	645		438	687	—	438	687		
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地域別計	687	645	—	687	645		438	687	—	438	687		
法人	農業	625	582	—	625	582	—	377	625	—	377	625	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	62	63	—	62	63	—	61	62	—	61	62	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
業種別計	687	645	—	687	645	—	438	687	—	438	687	—	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。



◆信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	137,867	137,867	—	130,981	130,981
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	893	893	—	1,123	1,123
	20%	12,313	439,506	451,819	7,106	470,289	477,395
	35%	—	19	19	—	8	8
	50%	46,216	69	46,286	43,514	69	43,583
	75%	—	—	—	—	—	—
	100%	6,227	26,240	32,468	7,864	26,751	34,616
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	48,740	48,740	—	48,732	48,732
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	64,757	653,337	718,095	58,485	677,955	736,440	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

《信用リスク削減手法に関する事項》

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度			令和3年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	100	—	—	200	—
我が国の政府関係機関向け	—	100	—	—	300	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	400	4,506	—	550	4,505	—
法人等向け	5	2,004	—	—	2,002	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	53	—	—	72	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	405	6,764	—	550	7,081	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

《派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項》

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、余裕金の運用方針に基づき運用限度額を設定し、運用しています。なお、長期決済期間取引は行っておりません。

◆派生商品取引の内訳

	令和4年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和4年度

該当する取引はありません。

令和3年度

該当する取引はありません。

◆与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

◆信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

《証券化エクスポージャーに関する事項》

該当する取引はありません。

《オペレーショナル・リスクに関する事項》

●リスク管理の方針

当会では、オペレーショナル・リスクを「当会が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場、信用および流動性リスクを除いたその他リスク」と定義しており、「オペレーショナル・リスク管理要領」を定めて管理しています。

受動的に発生する各種リスクは、取り巻く環境の変化に伴い、絶えずその種類、顕在化の頻度、影響度等が変化します。また自然災害、テロ、紛争等突発的に発生し、通常、内部環境の整備によって発生可能性を引き下げることが不可能なリスクも存在します。

当会においては、取り巻くリスクの認識漏れをなくす目的から、これら受動的に発生する各種リスクすべてをオペレーショナル・リスクと定義したうえで、リスクの発生（あるいはそれに伴い想定される損失）そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに区分しております。

また、自主検査要領や情報セキュリティポリシー等の整備により、事務リスク・システムリスクについても低減を図っています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

《出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会は、市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオ（市場性信用リスク資産を含む）を構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場ポートフォリオのうち、出資その他これに類するエクスポージャーについては、他の金利リスク等と併せて「市場リスクマネジメント要領」において管理しており、マネジメントにかかる考え方、体制、手法等を定めて市場ポートフォリオにおけるリスク量が経営体力の範囲内となるよう管理しています。

具体的には、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては、投資方針等の決定（企画）をALM委員会でを行い、決定された方針に基づきフロント部署が取引の執行を行い、モニタリング部署がその執行状況およびリスク指標等についてモニタリングを行うとともにリスク管理委員会等に報告しており、それぞれを分離・独立させることによってリスク管理態勢の構築に努めています。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	2,448	2,448	2,061	2,061
非上場	34,802	34,802	34,959	34,959
合計	37,251	37,251	37,020	37,020

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
200	80	—	237	35	—

◆貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
126	182	57	169

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当するものではありません。

《リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項》

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	41,741	33,430
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

《金利リスクに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当社における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

▶リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当社では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

▶リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当社は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や金利リスク量のシミュレーションなどを行いリスク削減に努めています。

▶金利リスク計測の頻度

四半期末（3月・6月・9月・12月）を基準日として、IRRBBを計測しています。

●金利リスクの算定手法の概要

当社では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

▶流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.141年です。

▶流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

▶固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

▶複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

▶スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

▶内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

▶前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、貸出金の期間短期化によるものです。

▶計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

● Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

▶金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

▶金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点）

特にありません。

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	18,342	18,683	1,743	1,459
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	13,426	13,735		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	18,342	18,683	1,743	1,459
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本額	53,444		53,141	

「金利リスクに関する事項」の用語説明については、以下のとおりです。

- ▶ 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ▶ 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ▶ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ▶ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ▶ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

【役員等の報酬体系】

DISCLOSURE 2023

《役員》

1. 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

2. 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

対象役員（注1）に対する報酬等	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	50	11

(注1) 対象役員は、経営管理委員8名、理事3名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

3. 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：当会の会員JA組合長から選出された委員13人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

《職員等》

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の役員、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありません。

《その他》

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

【信連の概要】

DISCLOSURE 2023



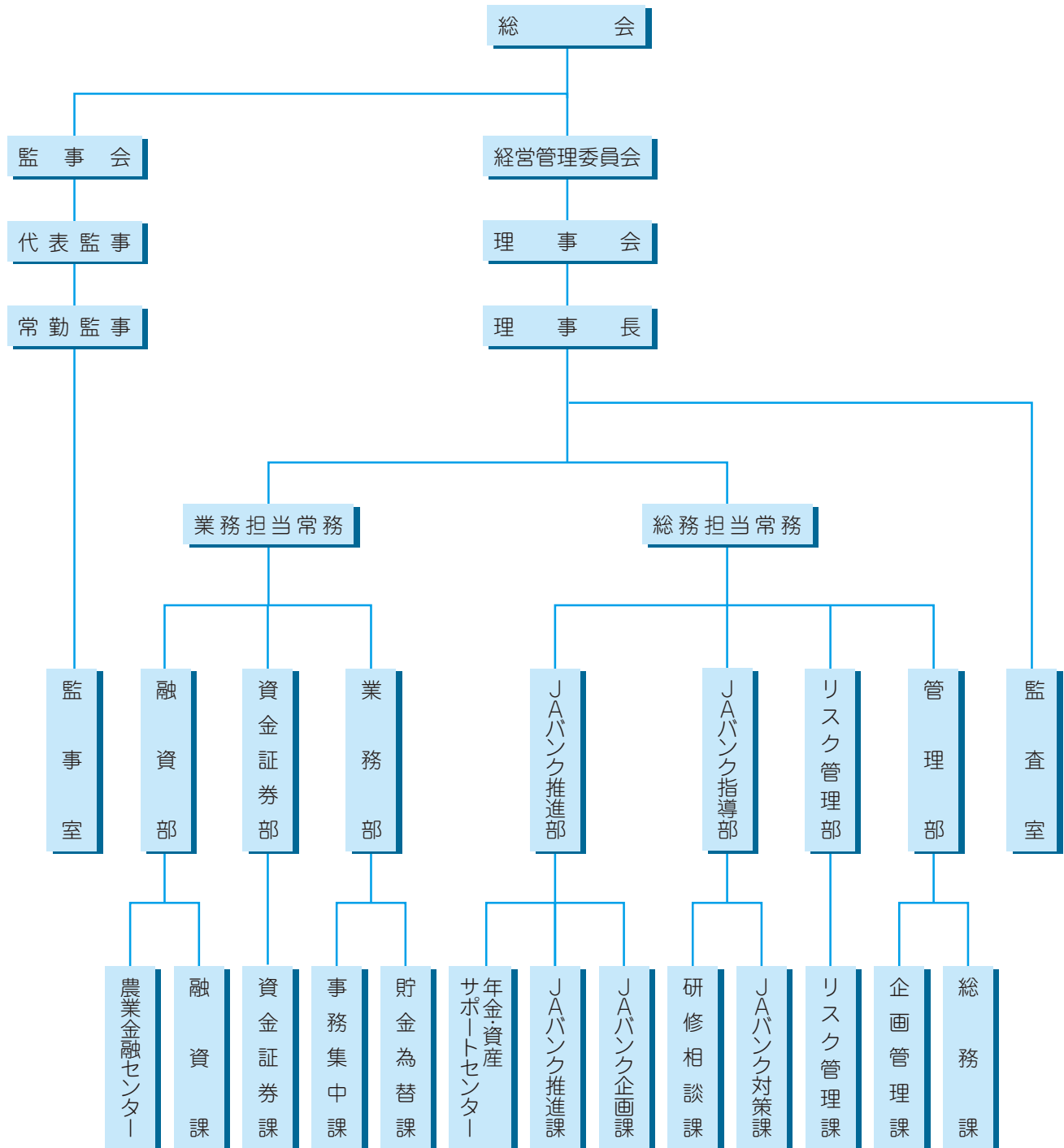
沿革

昭和23年	・宮崎県信用農業協同組合連合会設立	平成11年	・「JA宮崎信連西暦2000年問題対策本部」および「西暦2000年問題対策プロジェクト」設置
38年	・貯金量50億円達成	12年	・証券投資信託受益証券等の窓口販売業務取扱開始 ・郵便貯金とのCD・ATM提携 ・デビットカード取扱開始
39年	・全国農協貯金者保護制度発足	13年	・外貨預金業務取扱開始 ・JAネットバンクサービス開始 ・系統イントラネットシステム稼動
41年	・貯金量100億円達成	14年	・JAバンクシステムの宮崎県本部設置 ・経営管理委員会制度導入
48年	・全国農協信用事業相互援助制度発足	15年	・確定拠出年金の取扱開始 ・第五次全銀システム稼動
49年	・支所をすべて廃止	16年	・JASTEMシステム稼動
51年	・貯金量500億円達成	17年	・ペイオフ全面解禁 ・セブン銀行とのATM提携
52年	・九州地区農協オンラインセンター設立	19年	・新BIS規制の導入 ・ローンセンターの設置
53年	・貯金量1,000億円達成	20年	・JAバンクATMの顧客手数料の全国一律無料化
54年	・全国銀行内国為替制度加盟	21年	・貯金量5,000億円達成
55年	・貯金オンラインシステム稼動	22年	・日本銀行歳入復代理店事務取扱開始
57年	・県内農協貯金ネットサービス取扱開始	23年	・手形交換所準社員銀行として参加 ・JASTEM次期システム稼動 ・年金センターの設置 ・第六次全銀システム稼動
59年	・系統貯金ネットサービス取扱開始 ・貯金量2,000億円達成	24年	・県内JAの定期性貯金の商品統一を開始
60年	・貸出金オンラインシステム稼動 ・市場金利連動型貯金(MMC)取扱開始	25年	・コンビニATM(ローソン・イーネット)提携
61年	・自由金利型定期貯金取扱開始	26年	・法人JAネットバンクサービス開始
62年	・第三次全銀システム稼動 ・宮崎地域CDネットサービス(MCS)取扱開始 ・信連内OAシステム稼動	27年	・JAバンクでんさいサービス開始 ・貯金量6,000億円達成
63年	・国債等公共債の窓口販売業務取扱開始 ・受託貸付金オンラインシステム稼動	28年	・県内JAネットローン取扱開始
平成元年	・特定信連として指定 ・貯金量3,000億円達成	29年	・県内JAネットバンク月額利用料一律無料化
2年	・業態間CDオンライン提携(MICS)	30年	・マネー・ローンダリング等への対応を強化
3年	・自動化機器の日曜日稼動 ・外貨両替業務取扱開始	令和元年	・JAバンクアプリサービス開始 ・第七次全銀システム稼動
5年	・宮崎市霧島1丁目1番地1へ新築移転	2年	・新型コロナウイルス対策資金創設
6年	・流動性預貯金金利の自由化(預貯金金利完全自由化) ・貯金量4,000億円達成	3年	・小型移動金融店舗の導入
7年	・第四次全銀システム稼動	4年	・農業金融センターの設置
8年	・新オンラインシステム稼動		
9年	・自動化機器の祝日稼動		
10年	・クレジットカード会社との自動キャッシングサービス取扱開始 ・宮崎県信用農業協同組合連合会創立50周年		

■ 組 織

● 機構図

(令和5年7月1日現在)



●役員構成

(令和5年7月1日現在)

【経営管理委員】

役職名	氏名
経営管理委員会会長	楠 田 富 雄
経営管理委員会副会長	藏 富 英 志
経営管理委員	本 多 久 巳 典
経営管理委員	佐 藤 友 則
経営管理委員	壹 岐 浩 史
経営管理委員	小 吹 敏 博
経営管理委員	栗 原 俊 朗

【理事】

役職名	氏名
代表理事理事長	村 角 浩 史
常務理事	日 高 秀 樹
常務理事	徳 永 吉 宣

【監事】

役職名	氏名
代表監事	平 井 順 一 朗
監事	中 田 和 明
常勤監事	今 村 孝 裕
員外監事	清 家 秀 夫

●会員数

資 格 別	令和5年3月末	令和4年3月末
正 会 員	20	20
准 会 員	22	22
合 計	42	42

●職員数

区 分	令和5年3月末	令和4年3月末
参 事	0	0
男 子 職 員	71 (5)	71 (4)
女 子 職 員	32 (1)	34 (2)
合 計	103 (6)	105 (6)

() うち嘱託常備人

■ 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

■ 店舗等のご案内

● 店舗一覧

(令和5年7月1日現在)

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	宮崎市霧島1丁目1番地1	0985 (31) 2062

● 協同会社

(令和5年3月31日現在)

名称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
株九州地区農協 オンラインセンター	福岡市南区横手 2-13-35	昭和52年10月1日	63億円	14.29%	九州地区の農協・ 農協連合会業務の 電算機による処理

● 自動化機器の設置状況

ATM（現金自動預入・支払機）の設置台数

(令和5年7月1日現在)

区分	機種	店舗内	店舗外
J A 設置	A T M	88	53 (6)
信連設置	A T M	2	1 (1)

() うち共同設置台数



自動化機器設置状況一覧表

(令和5年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼動時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
宮崎中央	本店	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	宮崎	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン宮崎SC	ATM	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00
	大塚	ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	大淀	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	生目	ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	北	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	倉岡	ATM	8:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	蓮ヶ池	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	住吉	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	宮崎営農センター	ATM	8:00~18:00	9:00~15:00	9:00~12:00	9:00~12:00
	南宮崎営農センター	ATM	8:00~18:00	9:00~15:00	9:00~12:00	9:00~12:00
	南宮崎	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	加納	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	赤江	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	二トリモール	ATM	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	赤江南	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	恒久	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	内海	ATM	8:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	青島	ATM	8:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	木花	ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	田野	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	佐土原	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	野菜集送センター	ATM	8:00~18:00	9:00~15:00	9:00~12:00	9:00~12:00
	那珂	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	西佐土原	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	高岡	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	穆佐	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	国富	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	八代	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
木脇	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
森永	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
綾町	本所	ATM	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
はまゆう	日南	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	鵜戸	ATM	8:30~17:00	—	—	—
	酒谷	ATM	8:30~17:00	—	—	—
	市木	ATM	8:30~17:00	—	—	—
	都井	ATM	8:30~17:00	—	—	—
	飫肥	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	吾田	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北郷	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	南郷	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	串間	ATM	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

(令和5年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼動時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
串間市大東	本 所	A T M	8:45~20:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	本 所	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	中央支所(グリーンセンター)	A T M	9:00~17:30	9:00~17:30	9:00~17:30	9:00~17:30
	姫 城	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	五 十 市	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	都 北 事 業 所	A T M	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	沖 水 (太 郎 坊)	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	祝 吉 (上 川 東)	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	志 和 池	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	梅 北	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	安 久	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	庄 内	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	西 岳	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	三 股	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	三 股 町 役 場	A T M	9:00~18:00	—	—	—
	三 股 (蓼 池)	A T M	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	山 之 口	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	高 城	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	有 水 出 張 所	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	都 城	山 田	A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
北 部 支 所		A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
高 崎		A T M	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
高 崎 (江 平)		A T M	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
北 支 所		A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
北 (須 木)		A T M	8:30~17:00	—	—	—
中 央		A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
中 央 (駅 前)		A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
中 央 (東)		A T M	8:30~17:00	—	—	—
高 原		A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
こ ば や し	野 尻	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	野 尻 (三ヶ野山)	A T M	8:30~17:00	—	—	—
	野 尻 (紙 屋)	A T M	8:30~17:00	—	—	—
	本 店	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
え び の 市	飯 野	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	加 久 藤	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	真 幸	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	本 所	A T M	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
児 湯	新 富	A T M	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	新 田	A T M	8:45~18:00	9:00~18:00	—	—
	上 新 田	A T M	8:45~18:00	9:00~18:00	—	—
	木 城	A T M	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00



(令和5年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼動時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
尾 鈴	本 所	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	都 農	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
西 都	A コ ー プ さ い と	A T M	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	中 央	A T M	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	三 財	A T M	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	西 米 良	A T M	8:45~17:30	9:00~17:00	—	—
延 岡	本 店	A T M	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	A コ ー プ ー ケ 岡	A T M	8:30~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00
	伊 形 (土々呂)	A T M	8:30~18:00	—	—	—
	恒 富	A T M	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	イ オ ン 延 岡	A T M	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	東 延 岡	A T M	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30~22:00
	コープみやざき浜町店	A T M	7:00~20:00	7:00~20:00	7:00~20:00	7:00~20:00
	マックスバリュー	A T M	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	南 方 (平田)	A T M	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	南 方	A T M	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	東 海	A T M	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	富美山地区コミュニティセンター	A T M	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	北 方	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北 川	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北 浦	A T M	7:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
日 向	日 向	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	八菜館ひゅうが店	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	岩 脇	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	美 々 津	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	日 知 屋	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	A コ ー プ ひ ら	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	財 光 寺	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	塩 見	A T M	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	門 川	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	東 郷	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	南 郷	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	西 郷	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	北 郷	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	諸 塚	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	椎 葉	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
高千穂地区	本 所	A T M	7:00~18:00	7:00~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00
	A コ ー プ 高 千 穂	A T M	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00
	岩 戸	A T M	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	玄 武 山	A T M	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	日 之 影	A T M	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	A コ ー プ 五 ヶ 瀬	A T M	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
信 連	本 所	A T M	8:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

※共同設置で他行幹事行のものは除いています。

【索引】

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

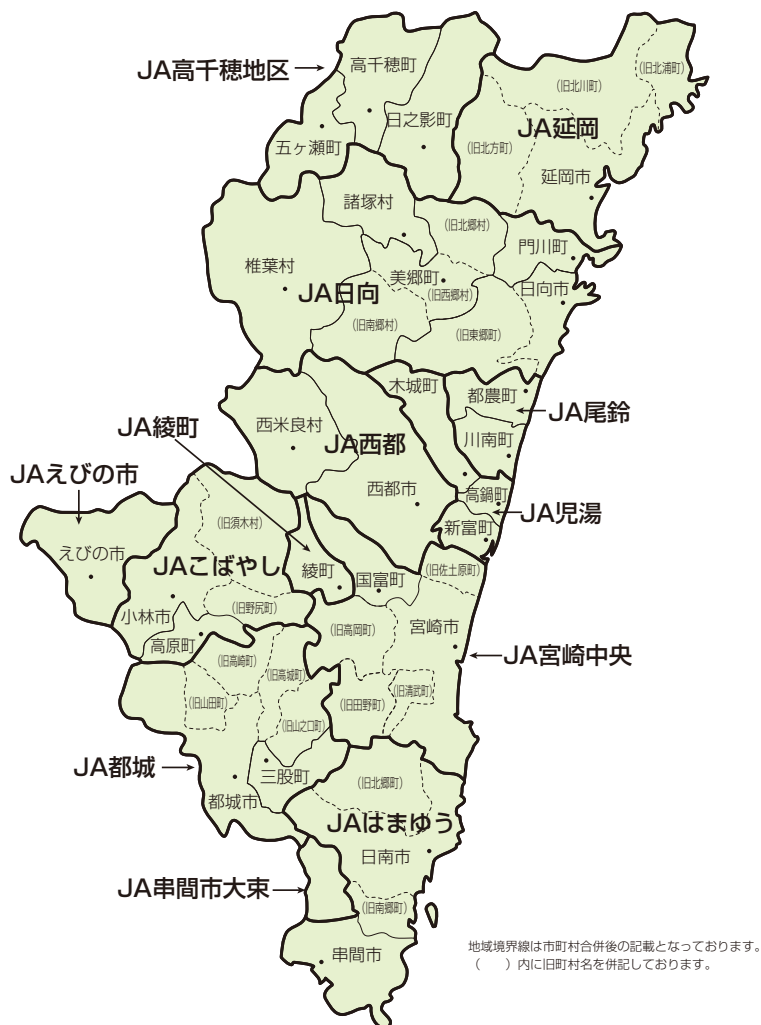
単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1 概況および組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	69
(2) 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	70
(3) 事務所の名称および所在地	71
(4) 特定信用事業代理業者に関する事項	70
2 主要な業務の内容	19～22
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	11～12
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	43
a 経常収益	
b 経常利益	
c 当期剰余金	
d 出資金および出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	43～44
b 貯金に関する指標	44
c 貸出金等に関する指標	45～48
d 有価証券に関する指標	49
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	3
(2) 法令遵守の体制	4
(3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	14～16
(4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	7
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	26、27、29
(2) 債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	47
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	
b 危険債権に該当する債権	
c 三月以上延滞債権に該当する債権	
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	
(3) 元本補てん契約のある信託にかかる債権に関する事項	48




(4) 自己資本の充実の状況	52 ~ 54
(5) 取得価額または契約価額、時価および評価損益	50 ~ 51
a 有価証券	
b 金銭の信託	
c デリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	48
(7) 貸出金償却の額	48
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	42
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）	
役員等の報酬体系	66
信連の概要	68 ~ 71

宮崎県のJA




ホームページ



当会およびJAバンク宮崎の情報はインターネットでご覧いただけます。



JAバンク宮崎ホームページ
<https://ja-bank.ja-miyazaki.jp/>



JA宮崎信連ホームページ
<https://ja-bank.ja-miyazaki.jp/shinren/>



©よりそう

LINE@ × @jabkmiyazaki

今すぐお友だち登録！ お得な情報を手に入れよう。



お友だちになって
お得な情報を
GETしよう！

